

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について公告し、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

令和2年4月13日

岡山市長 大 森 雅 夫

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 TSUTAYA 十日市店

所在地 岡山市北区岡南町二丁目299番1 ほか

(2) 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目305番地の2

代表者の氏名 代表取締役 宮宇地 剛

(3) 変更事項

①大規模小売店舗において店舗設置者の代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称：株式会社山陽マルナカ

代 表 者：代表取締役 栗本 健三

住 所：岡山市南区平福一丁目305番地の2

(変更後)

氏名又は名称：株式会社山陽マルナカ

代 表 者：代表取締役 宮宇地 剛

住 所：岡山市南区平福一丁目305番地の2

(4) 変更年月日

平成30年2月1日

(5) 変更理由

代表者変更のため

2 届出年月日

令和2年3月30日

3 縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

令和2年4月13日から令和2年8月13日まで

(2) 縦覧の場所

岡山市産業観光局商工部産業振興・雇用推進課